

選告示第7号

長野県選挙事務取扱規程（昭和38年選告示第4号）の一部を次のように改正します。

平成16年4月5日

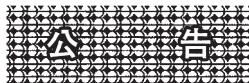
長野県選挙管理委員会委員長 中村幸枝

別表第1の不在者投票のできる介護老人保健施設中

「医療法人恵仁会 老人保健施設 シルバーポートつかばら
 「医療法人恵仁会 老人保健施設 シルバーポートつかばら
 介護老人保健施設 愛の郷
 「介護老人保健施設 ハーモニー
 「介護老人保健施設 ハーモニー
 介護老人保健施設 つかまの里

佐久市大字塚原字寺脇1894-1」を
 佐久市大字塚原字寺脇1894-1 に、
 佐久市大字長土呂860-2」を
 松本市大字島内字広田4064-2」を
 松本市大字島内字広田4064-2 に改める。
 松本市筑摩3-15-31」

選挙管理委員会

**公告**

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年4月5日

長野県知事 田中康夫

1 入札に付する事項

- (1) 業務名
平成16年度長野県防災行政無線・防災情報システム等保守点検業務
- (2) 業務箇所名
長野県庁ほか207箇所
- (3) 業務内容
仕様書のとおり
- (4) 履行期限
平成17年3月10日
- (5) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 電波法に定める第1種又は第2種認定点検事業者の認定を受けた者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ

先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県危機管理室危機管理・消防防災課

電話 026（235）7183

4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札書の受領期限及び提出場所（郵送による場合も含む。）
 - ア 日時 平成16年4月15日 午後5時
 - イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2
(県庁専用郵便番号 380-8570)
長野県危機管理室 危機管理・消防防災課
- (3) 開札の日時及び場所
 - ア 日時 平成16年4月16日 午前10時30分
 - イ 場所 長野県庁西庁舎災害対策本部室
- (4) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

要します。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつてした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は入札説明書によります。

危機管理・消防防災課

公告

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条の規定により、長野県土地利用基本計画を次のとおり変更しました。

なお、変更に係る土地利用基本計画図は、長野県企画局企画課並びに関係の地方事務所、市町村役場において一般的な閲覧に供します。

平成16年4月5日

長野県知事 田中康夫

土地利用基本計画図地域区分別面積

| 区分 | 変更前 | | 変更後 | |
|------|---------|---------------|---------|---------------|
| | 面積(ha) | 県土面積に対する割合(%) | 面積(ha) | 県土面積に対する割合(%) |
| 農業地域 | 495,691 | 36.5 | 495,677 | 36.5 |

企画課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成16年4月5日

長野県知事 田中康夫

1 申請のあった年月日

平成16年3月24日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 NAGANO音楽教育支援センター

3 代表者の氏名

中澤宗幸

4 主たる事務所の所在地

上田市中央6丁目3番26号

5 定款に記載された目的

この法人は、コンサートの開催や音楽セミナーの実施を中心とした事業を行い、音楽家を目指す人達へは高度な音楽技術の習得の場を提供し、音楽を愛するすべての人には良質のクラシック音楽に多様な形で触れてもらう場を提供することで、次世代への音楽教育や地域の音楽文化振興に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成16年4月5日

長野県知事 田中康夫

1 申請のあった年月日

平成16年3月24日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 中央アルプスの郷プロジェクト

3 代表者の氏名

高谷篤己

4 主たる事務所の所在地

駒ヶ根市赤穂2753番地4

5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、子供とその家族に対して、住み慣れた地域で安心して自分らしくすごせるような家庭的な介護、子どもの健全な育成のための支援、高齢者の生き甲斐づくりのための自主的な就労及び社会参加の機会を提供する事業を行い、広い知識と豊富な経験を持った高齢者と地域住民とが協働して社会活動を行いながら、生活に潤いと喜びの持てる豊かで活力ある共生の地域社会づくりに寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年4月5日

長野県知事 田中康夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野県産業廃棄物実態調査事業調査業務委託

(2) 役務の特質

入札説明書によります。

(3) 履行期間

契約締結日から平成17年1月31日まで

(4) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から、管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 廃棄物に関する知識を有し、かつ、過去3年以内に、都道府県が行う産業廃棄物実態調査又は将来推計を伴う全県的な調査の受託実績を有すること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692の2

長野県生活環境部廃棄物対策課

電話 026 (235) 7187

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成16年4月16日(金) 午前10時

イ 場所 長野県庁西庁舎 403会議室

(3) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(4) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(6) 契約書作成の要否

必要です。

(7) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつてした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は入札説明書によります。

廃棄物対策課

公告

県営上今井地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

平成16年4月5日

長野県知事 田 中 康 夫

1 土地改良事業の名称

県営畠地帯総合整備事業

2 工事の着手年月日

平成4年10月26日

3 工事の完了年月日

平成16年3月19日

土地改良課

公告

県営御牧原地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

平成16年4月5日

長野県知事 田 中 康 夫

1 土地改良事業の名称

県営畠地帯総合整備事業

2 工事の着手年月日

平成8年1月16日

3 工事の完了年月日

平成16年2月26日

土地改良課

公告

県営田口用水地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

平成16年4月5日

長野県知事 田 中 康 夫

1 土地改良事業の名称

県営ため池等整備事業

2 工事の着手年月日

平成9年12月22日

3 工事の完了年月日

平成16年3月3日

土地改良課

公告

県営住宅の入居者を次のとおり募集します。

平成16年4月5日

長野県知事 田 中 康 夫

1 募集団地

(1) 県営住宅の設置場所等

| 団地名 | 設置場所 | 構造 | 規格 | 募集戸数 (うち評価選考枠) |
|-----|------|-------------|--|-------------------|
| 下郷土 | 小諸市 | 中層耐火 3階建 | 2DKY、60.1m ² (8畳、洋間[9.7m ²]、DK、浴室) | 3戸 (1戸) |
| | | | 3DKY、70.5m ² (8畳、洋間[10.2m ²]、[9.8m ²]、DK、浴室) | 18戸 (6戸) |

(2) 家賃月額

次の表の左欄に掲げる入居者の収入（公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号。以下「政令」という。）第1条第3号に規定する収入をいう。以下同じ。）の区分に応じてそれぞれ右欄に定める額とします。

| 入居者の収入 | 2DKY (60.1m ²) | 3DKY (70.5m ²) |
|-----------------|-------------------------------|-------------------------------|
| 0～123,000円 | 22,600円 | 26,500円 |
| 123,001～153,000 | 27,400 | 32,200 |
| 153,001～178,000 | 32,500 | 38,000 |
| 178,001～200,000 | 37,500 | 43,900 |
| 200,001～238,000 | 43,300 | 50,700 |
| 238,001～268,000 | 49,700 | 58,200 |

(3) 申込受付場所等

| 申込受付場所 | 申込受付期間 | 入居の時期 |
|------------|-----------------------------------|--------------|
| 佐久地方事務所建築課 | 平成16年4月5日(月)から 平成16年4月14日(水)まで | 平成16年5月1日(土) |

2 入居等の資格

県内に居住し、又は勤務場所を有する者で、次の条件を具備し、かつ、知事が許可したものとします。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他の婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) 収入が、入居の申込みをした日において、月額 200,000円以下（政令第6条第4項に定める高齢者等が同居する世帯にあっては月額 268,000円以下）であること。
- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかなこと。
- (4) 評価選考枠への申込みは、生活保護、心身障害者、母子（寡夫・多子を含む）、老人、引揚者などの世帯に限られること。

3 申込方法

- (1) 提出書類
 - ア 県営住宅入居申込書（用紙は、申込受付場所及び最寄りの地方事務所において交付するほか、長野県ホームページから取り出すことが可能。）
 - イ 住民票の写し
 - ウ 収入状況を証明する書類
 - エ 前記2の(1)の括弧書きに該当する者にあっては、その事実を証明する書類
- (2) 申込戸数
 - 1世帯1戸に限ります。

4 選考方法の概要及び入居の許可

- (1) 評価選考の場合は、申込み時に提出された県営住宅入居申込書及び優先入居申込書記載の内容に基づき、住宅困窮度を評価し選定した者のうちから選考し、入居を許可します。
- (2) 抽選選考の場合は、申込者の数が募集戸数を超えないときはその者のうちから、募集戸数を超えるときは公開抽選の方法により選定した者のうちから、それぞれ選考し、入居を許可します。
- (3) (1)(2)により選定する者のほか、補欠入居選考予定者を選定し、これに順位を付することができます。
- (4) (1)(2)により選定された者が選考されないとき又は入居を許可された者が敷金の納入その他所定の手続をしないため入居の許可を取り消されたときは、(3)の順位に従い、補欠入居選考予定者を選考の対象とします。

5 その他

この募集についての問い合わせは、長野県住宅部住宅課又は佐久地方事務所建築課にしてください。

住宅課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年4月5日

長野県松本空港管理事務所長 事務取扱
長野県企画局長 田山重晴

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

別表のとおり

(2) 役務の特質

入札説明書及び仕様書のとおりです。

(3) 履行期間

平成16年5月1日から平成16年11月20日まで

(4) 履行場所

松本市大字空港東8909

長野県松本空港及び周辺

(5) 入札方法

委託業務ごとに入札に付し、価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 県内に本社又は営業所等がある者であること。

(5) 指定した期間内に草刈作業ができる作業人員及び草刈機械が確保されていること。

(6) 緊急な対応が必要な場合に必要な体制が確保されていること。

(7) 刈草の一時保管場所が確保できること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

松本市大字空港東8909

長野県松本空港管理事務所

電話 0263（58）2517

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成16年4月23日 午前10時

イ 場所 やまびこドーム 第1会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成16年4月15日（木）午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明しなければなりません。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は無効とします。

(8) 契約書作成の要否

要します。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつた者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は入札説明書によります。

(別表)

| 業務名 | 業務等の概要 |
|-------------------|-------------------------------|
| 松本空港緑地管理業務委託（その1） | 制限区域内（北側）の除草並びに駐車場及びその周辺の植栽管理 |
| 松本空港緑地管理業務委託（その2） | 制限区域内（エプロン周辺）の除草及び南側林地の下草刈り |
| 松本空港緑地管理業務委託（その3） | 制限区域内（南側）の除草並びにのり面及び無線施設用地の除草 |

交通政策課

公告

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定により、次のとおり少年指導委員を委嘱した。

平成16年4月5日

長野県公安委員会委員長 牧内正夫

少年指導委員及び活動区域一覧表

平成16年度委嘱

| 氏名 | 住所 | 活動区域 | |
|--------|---------------------|---------|--|
| 小島 真 | 長野市大字鶴賀田町2446 | 権堂地区 | 長野市 大字鶴賀 柳町 早苗町 大字南長野 大字三輪 三輪 6丁目 三輪8丁目から 10丁目まで 上松1丁目 吉 田1丁目から3丁目まで 大字栗田 |
| 中牧津南光 | 長野市大字鶴賀東鶴賀町1549 | | |
| 小林 亜矢子 | 長野市新田町1108 | | |
| 高橋 一壽 | 長野市大字鶴賀問御所1322 | | |
| 朝日貞義 | 長野市大字鶴賀権堂町2313 | | |
| 塚田和夫 | 長野市大字鶴賀権堂町2273 | | |
| 内山信子 | 長野市中御所2丁目7番14号 | | |
| 倉石かつよ | 長野市中御所2丁目17番1号 | | |
| 原 覚 | 長野市西之門602 | | |
| 佐藤 けい子 | 長野市東町217 | | |
| 宮本光雄 | 上水内郡信濃町大字野尻520-13 | 野尻湖黒姫地区 | 信濃町 大字野尻 大字柏原 大字古間 大字富濃 大字荒瀬原 |
| 北村富貴夫 | 上水内郡信濃町大字柏原2873-イ | | |
| 三ッ井 平吉 | 飯山市大字飯山2849-1 | 飯山斑尾地区 | 飯山市 大字飯山 南町 |
| 北原俊雄 | 飯山市大字飯山11492-328 | | |
| 小出正 | 下高井郡野沢温泉村大字豊郷4433-2 | 野沢温泉地区 | 野沢温泉村 大字豊郷 |
| 関口恒 | 下高井郡野沢温泉村大字平林587 | | |
| 畔上照雄 | 下高井郡山ノ内町大字夜間瀬1428-イ | 山ノ内地区 | 山ノ内町 大字平穏 大字夜間瀬 大字佐野 |
| 望月千弘 | 下高井郡山ノ内町大字佐野1102 | | |
| 湯本栄子 | 下高井郡山ノ内町大字平穏3308-6 | | |
| 横山武男 | 下高井郡山ノ内町大字佐野2594 | | |
| 武田俊男 | 中野市大字中野2560 | 中野地区 | 中野市 中央1丁目から4丁目まで 西1丁目及び2丁目 三好 町1丁目及び2丁目 小館諏訪町 大字岩船 |
| 小嶋正治 | 中野市大字吉田1190-29 | | |
| 北岡栄子 | 中野市大字西条1051 | | |
| 佐藤千重郎 | 須坂市大字須坂67 | 須坂地区 | 須坂市 大字須坂 |
| 太田幸子 | 須坂市大字須坂989-3 | | |
| 堀英雄 | 高山村高井2263 | | |
| 田中孝和 | 長野市篠ノ井布施高田844-1 | 篠ノ井地区 | 長野市 篠ノ井布施高田 篠ノ井御幣川 篠ノ井会 篠ノ井小森 |
| 山口信夫 | 長野市篠ノ井布施高田432-2 | | |
| 西澤一枝 | 長野市篠ノ井布施高田1323 B102 | | |
| 宮入義徳 | 千曲市大字上徳間2229 | 戸倉上山田地区 | 千曲市 大字磯辺 大字戸倉 千曲市上山田温泉 1丁目から3丁目まで |
| 中村広近 | 千曲市大字若宮1136 | | |
| 関口潤子 | 千曲市大字磯部581-2 | | |
| 永井素子 | 千曲市大字上山田1422 | | |

| | | | |
|-------|--------------------|---------|--|
| 湯本和夫 | 千曲市大字屋代446-3 | 更埴地区 | 千曲市 大字屋代 大字小島 大字桜堂 大字杭瀬下 大字栗差 |
| 松浦秋一 | 千曲市大字打沢125 | | |
| 綱島久男 | 上田市中央3丁目14番11号 | 上田地区 | 上田市 天神1丁目 中央1丁目から6丁目まで 大手1丁目及び2丁目 中央西1丁目 常田2丁目 |
| 飯塚栄一 | 上田市中央5丁目13番61号 | | |
| 猪飼憲二 | 上田市天神1丁目8番31号 | | |
| 南波清吾 | 上田市大字下室賀707-1 | | |
| 藤沢弘 | 上田市大字殿城852 | | |
| 関延雄 | 上田市常田3丁目4番22号 | | |
| 窪田森雄 | 小県郡真田町大字長1223-173 | 菅平地区 | 真田町 大字長のうち菅平 |
| 西澤憲一 | 小県郡真田町大字長1223-275 | | |
| 小山一正 | 小県郡丸子町大字中丸子807-1 | 丸子地区 | 丸子町 大字上丸子 大字中丸子 大字下丸子 |
| 波岡五郎 | 北佐久郡立科町大字芦田八ヶ野1485 | 白樺湖地区 | 立科町 大字芦田 |
| 今井利治 | 北佐久郡立科町大字山部885-3 | | |
| 佐藤隆俊 | 小諸市甲1497-1 | 小諸地区 | 小諸市 大手1丁目及び2丁目 相生町1丁目及び2丁目 南町1丁目 鶴巻1丁目及び2丁目 赤坂1丁目 |
| 中山尚武 | 小諸市大字滋野甲820 | | |
| 丸山和佑 | 小諸市大字耳取2376 | | |
| 林英一 | 小諸市大字平原1690 | | |
| 加藤勝登 | 佐久市中込2丁目21番1号 | 中込地区 | 佐久市 大字中込 |
| 上原毅 | 佐久市中込415-2 | | |
| 中島享 | 佐久市大字平賀2405-1 | | |
| 森泉静真 | 佐久市大字塚原123 | 岩村田地区 | 佐久市 大字岩村田 |
| 中村春雄 | 佐久市大字岩村田810-2 | | |
| 柳澤健昭 | 佐久市大字岩村田1188 | | |
| 中嶋忠利 | 北佐久郡軽井沢町大字長倉2841-1 | 軽井沢地区 | 軽井沢町 大字軽井沢 大字長倉 大字発地 |
| 内堀次雄 | 北佐久郡軽井沢町大字追分570 | | |
| 三井仙一郎 | 南佐久郡南牧村大字板橋50-25 | 野辺山地区 | 南牧村 大字野辺山 |
| 北澤憲二 | 南佐久郡南牧村大字野辺山204-7 | | |
| 小池美秋 | 茅野市塚原2-5-50 | 茅野地区 | 茅野市 仲町 塚原1丁目及び2丁目 本町西 ちののうち駅前及び横内 宮川のうち宮川茅野、長峰、両久保及びひばりヶ丘 |
| 伊藤功 | 茅野市宮川4418-7 | | |
| 両角正彦 | 茅野市北山2789 | 蓼科白樺湖地区 | 茅野市 北山のうち蓼科及び白樺 |
| 小平邦雄 | 茅野市湖東7405-1 | | |
| 秋山英明 | 諏訪市大字上諏訪9056-24 | 諏訪地区 | 諏訪市 湖岸通り1丁目から5丁目まで 大和1丁目から3丁目まで 諏訪1丁目及び2丁目 大手1丁目及び2丁目 大和田 大和田南 末広 高島1丁目から4丁目まで 湯の脇1丁目及び2丁目 清水1丁目から3丁目まで 城南1丁目及び2丁目 岡村1丁目及び2丁目 上川1丁目及び2丁目 沖田町1丁目から3丁目まで 大字上諏訪のうち杉菜 池及び渋崎 大字四賀 大字中州 |
| 金子善十 | 諏訪市高島4丁目2694-2 | | |
| 小林強 | 諏訪市大字湖南4155-8 | | |
| 戸田繁喜 | 諏訪市諏訪1丁目16番11号 | | |

| | | | |
|-------|------------------|-------|---|
| 尾上 武 | 諏訪郡下諏訪町広瀬5311 | 下諏訪地区 | 下諏訪町 南四王 東四王 西四王 北四王 東鷹野町 富士見町 広瀬町 曙町 花咲町 平沢町 緑町 塚田町 御田町 湯田仲町 湖畔町北湖畔町南 菅野町及び友之町 |
| 小松孝美 | 諏訪郡下諏訪町町屋敷2314-5 | | |
| 荒井甲一郎 | 岡谷市郷田1丁目5番21号 | 岡谷地区 | 岡谷市 中央町1丁目から3丁目まで 本町1丁目から4丁目まで 幸町 |
| 堀内正雄 | 岡谷市中央町3丁目5番14号 | | |
| 吉川宏 | 岡谷市銀座2丁目7番6号 | 辰野地区 | 辰野町 大字辰野 大字伊那富 |
| 有賀哲郎 | 上伊那郡辰野町大字赤羽690 | 伊那地区 | |
| 小坂勝信 | 伊那市大字伊那316-12 | | |
| 唐澤良二 | 伊那市大字伊那3700-9 | | |
| 池上千枝子 | 伊那市大字伊那4919-8 | | |
| 北原幸人 | 伊那市大字伊那4865 | 駒ヶ根地区 | |
| 藤塚義誠 | 駒ヶ根市赤穂2868 | | |
| 小出光恵 | 駒ヶ根市下平3208 | | |
| 菅沼渥美 | 駒ヶ根市上穂栄町19-1 | | |
| 小島誠 | 飯田市知久町3-12 | 飯田地区 | 飯田市 東和田1丁目から3丁目まで 中央通り1丁目から4丁目まで 松尾町1丁目から4丁目まで 通り町1丁目から4丁目まで 本町1丁目から4丁目まで 知久町1丁目から4丁目まで 銀座1丁目から5丁目まで 元町 扇町 吾妻町 主税町 追手町1丁目及び2丁目 常盤町 長姫町 馬場町1丁目から3丁目まで 伝馬町1丁目及び2丁目 仲ノ町 大久保町 江戸町1丁目及び2丁目 桜町1丁目及び2丁目 |
| 伊藤俊一 | 飯田市北方2113 | | |
| 山田久基 | 飯田市川路720-5 | | |
| 原勇二 | 下伊那郡清内路村2053 | | |
| 中塚文二 | 下伊那郡高森町吉田1337-2 | | |
| 伊東尚一 | 下伊那郡阿南町新野1473 | | |
| 杉本秀芳 | 木曾郡木曾福島町新開4295 | 阿南地区 | 阿南町 新野 |
| 小林昌三郎 | 塩尻市大字広丘高出336-1 | 木曾地区 | |
| 塩川秀実 | 塩尻市大字塩尻町433-1 | | |
| 熊谷則之 | 塩尻市大門三番町1-16 | | |
| 花岡頼充 | 松本市大手3丁目5番13号 | 松本地区 | 松本市 大手1丁目から5丁目まで 中央1丁目から4丁目まで 深志1丁目から3丁目まで 本庄1丁目及び2丁目 埋橋1丁目及び2丁目 丸の内 城東1丁目及び2丁目 |
| 藤野廣門 | 松本市女鳥羽1丁目4番6号 | | |
| 久保田法司 | 松本市中央2丁目9番22号 | | |
| 石井功 | 松本市元町1丁目3番11号 | | |
| 宮澤左千夫 | 松本市中央2丁目5番23号 | | |
| 桐原崇光 | 松本市中央1丁目9番38号 | | |
| 毛利達生 | 松本市中央2丁目1番33号 | | |
| 平林亮 | 松本市大手2丁目1番9号 | | |
| 清水口美水 | 松本市島内1666-856 | | |
| 渡辺展猛 | 南安曇郡豊科町大字豊科4932 | 豊科地区 | |
| 丸山真登 | 南安曇郡豊科町大字南穂高758 | | 豊科町 大字豊科のうち成相及び新田 |

| | | | |
|---------|--------------------|---------|---|
| 山 口 智 也 | 大町市大字大町2879 | 大 町 地 区 | 大町市 大字大町のうち仁科町 日の出町 五日町 八日町 下 仲町 上仲町及び九日町 |
| 権 田 道 男 | 大町市大字大町3340-5 | | |
| 高 山 尚 也 | 北安曇郡白馬村大字北城6138-1 | 白 馬 地 区 | 白馬村 大字北城 |
| 松 本 平 司 | 北安曇郡白馬村大字神城24404-1 | | |
| 栗 田 優 | 北安曇郡小谷村大字千国乙3295 | 小 谷 地 区 | 小谷村 大字千国 |
| 吉 田 道 則 | 北安曇郡小谷村大字小谷1754 | | |

少年課

正 誤

平成16年3月29日付け長野県規則第10号「長野県看護大学大学院学則の一部を改正する規則」中

| | | | |
|-----|--------|-----------------|-----------------|
| ページ | 行 | 誤 | 正 |
| 43 | 右上から21 | 「国際看護人材論 2 」 | 「国際看護人材論 2 」 |

平成16年3月29日付け長野県規則第11号「長野県看護大学の授業料等に関する規則の一部を改正する規則」中

| | | | |
|-----|-------|---------|---------|
| ページ | 行 | 誤 | 正 |
| 44 | 左上から4 | 「いすれかに」 | 「いずれかに」 |